

福井県報

第 242 号
令和 5 年
4 月 11 日(火)
火 曜 日 発 行

目 次

(※は県例規集登載事項)

規 則

※福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(一九・創業・経営課)

告 示

- 液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置および管理の方法の認定(一七五・嶺南振興局)……………三
 - 有害な興行の指定(一七六・県民安全課)……………三
 - 指定納付受託者の指定(一七七・恐竜博物館)……………三
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(一七八・障がい福祉課)……………三
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(一七九・同)……………四
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の辞退(一八〇・同)……………四
 - 漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求めるための発起の届出(一八一・水産課)……………四
 - 土地改良区の定款変更の認可(一八二・福井農林総合事務所)……………五
 - 土地改良区の定款変更の認可(一八三・奥越農林総合事務所)……………五
 - 土地改良区の定款変更の認可(一八四、一八五・嶺南振興局)……………五
 - 都市計画事業の認可(一八六・道路建設課)……………五
 - 福井港湾計画の変更(一八七・港湾空港課)……………五
 - 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(一八八・都市計画課)……………六
 - 臨海中央公園有料施設の使用料の徴収事務委託(一八九・同)……………七
 - 道路の位置の指定(一九〇・嶺南振興局)……………七
- ### 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX推進課)……………七
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………九
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(電源)

地域振興課

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立病院)……………一
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(産業政策課)……………二

- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知(三件・森づくり課)……………三
- 土地改良区の役員の退任(奥越農林総合事務所)……………三
- 土地改良区の役員の就任(同)……………三
- 基本測量の実施(二件・土木管理課)……………三
- 基本測量の終了(同)……………四
- 公共測量の終了(三件・同)……………四
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件・都市計画課)……………五
- 開発行為に関する工事の完了(嶺南振興局)……………五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(審査指導課)……………五

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(五七)……………六
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(五八)……………六
- 政治団体の解散の届出(五九)……………八
- 資金管理団体の指定の届出(六〇)……………八

監査委員会告示

- 令和四年度包括外部監査の結果報告書(一〇)……………九

公安委員会告示

- 警備業法第二十三条第一項に基づく検定の実施(四六・生活安全企画課)……………九
- 少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先(三八・人身安全・少年課)……………二〇

- 乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車の場合(四二・交通規制課)……………二二
- 技能検定員審査の実施(四三・運転免許課)……………二八
- 教習指導員審査の実施(四四・同)……………二九

福井海区漁業調整委員会指示

- 漁業法第二百二十条第一項の規定に基づく指示(五一)……………三一

福井海区漁業調整委員会告示

- 福井海区漁業調整委員会指示第五十一号の規定に基づく様式(三)……………三三

規則

福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和五年四月十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第十九号

福井県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福井県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年福井県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3(第2条関係)		別表第3(第2条関係)	
要件	利率(年利)	要件	利率(年利)
1～16 (略)	(略)	1～16 (略)	(略)
別表第1に掲げる事業のうち、1の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの	独立行政法人中小企業基盤整備機構が都道府県に対する貸付けの利率を適用する条件として定める、都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率	別表第1に掲げる事業のうち、1の項から前項までに掲げる貸付け以外のもの	0.40パーセント以内

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に貸付けの決定がされた貸付金の貸付利率については、なお従前の例による。

指 示

福井県告示第175号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置および管理の方法が同項に規定する基準に適合していることについて認定をしたので、同法第88条第2項第1号の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 認定液化石油ガス販売事業者の名称および代表者の氏名ならびに住所
有限会社 島長商店
代表取締役社長 田中 佳信
小浜市駅前町14番15号
- 認定の種類
第1号認定液化石油ガス販売事業者
- 認定年月日 令和5年3月17日

福井県告示第176号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年3月17日

種別	題 名	制作会社、配給会社等名
映画	レッド・ロケット (原題) RED ROCKET	トランスフォーマー (アメリカ)

福井県告示第177号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第54条第1項第3号の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 指定納付受託者の名称および住所

アソビユー株式会社

東京都品川区大崎1丁目11-2

2 指定納付受託者に納付させる歳入

福井県立恐竜博物館観覧料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和5年4月11日から地方自治法第231条の2の7により指定の取消となる日まで

福井県告示第178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院医療 精神通院医療	カドノ薬局	津内店 敦賀市津内町3丁目7-8	有限会社カドノ薬局	代表取締役 角野雅之	敦賀市中央町1丁目17-1	令和5年4月1日
精神通院医療	スギ薬局 灯明寺店	福井市灯明寺4丁目104番地	株式会社スギ薬局	代表取締役 榎原栄一	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	令和5年4月1日

福井県告示第179号

令和5年4月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 内科	品川 秋秀	品川クリニック	鯖江市中野町56-1-1

福井県告示第180号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地	辞退日
1 内科	山内 博行	公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	令和5年2月28日

福井県告示第181号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

三方上中郡若狭町世久見第13号6番地
河村 径穂

三方上中郡若狭町小川第4号5番地
物部 隆弘

三方上中郡若狭町常神第1号59番地

前 和之

(2) 加入区

若狭三方加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

若狭三方漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年4月11日から令和5年4月25日まで

(2) 縦覧場所

三方上中郡若狭町小川第17号36番地

若狭三方漁業協同組合事務所

福井県告示第182号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
主計土地改良区	令和5年3月27日

福井県告示第183号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
大野東部土地改良区	令和5年3月22日

福井県告示第184号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
若狭鳥羽土地改良区	令和5年3月13日

福井県告示第185号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
瓜生土地改良区	令和5年3月29日

福井県告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 施行者の名称

福井市

2 都市計画事業の種類および名称

福井都市計画道路事業

3・4・45号 丸山上北野線

3 事業施行期間

自 令和5年4月11日

至 令和9年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

福井県福井市北四ツ居町16字中狭、17字東六反田、30字南円命地内

(2) 使用の部分

なし

福井県告示第187号

福井港湾湾計画を変更したので、港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第10項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井港湾湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 杉本 達治

- 1 土地利用需要の変化に対応するため、南地区において、土地利用計画を変更する。
〔土地造成及び土地利用計画〕
土地利用需要の変化に対応するため、南地区の土地利用計画を以下のとおり変更する。

単位：ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 連地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施設 用地	緑地	交 流 生 地	公 用 地	共 地	廃棄物 処理施設 用地	合 計
南地区	(1) 1		(431) 431	15	(42) 42	(151) 151	(135) 135				(47) 47	(806) 821

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 港湾計画の縦覧の場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部港湾空港課
坂井市三国町黒目32字2番1号
福井県福井港湾事務所

福井県告示第188号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、テクノポート福井第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項の規定において準用する同法第9条3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 施行者の名称および住所

テクノポート福井第三地区土地区画整理事業
同意施行者 福井県知事 杉本 達治
福井市大手3丁目17番1号

2 事業施行期間

平成31年4月16日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

【第1工区】

坂井市三国町米納津49字浜割の一部

【第2工区】

坂井市三国町黒目23字上不動割、25字上釜屋割および27字浜割の各一部ならび

に米納津49字浜割の一部

- 事務所の所在地
福井市大手3丁目17番1号
- 施行認可の年月日
平成31年4月16日
- 変更認可の年月日
令和5年4月11日

福井県告示第189号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、福井県都市公園条例（昭和48年福井県条例第5号）第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和5年4月11日
福井県知事 杉本 達治
- 受託者の名称および住所
有限会社アイワメンテナス
坂井市丸岡町千田29-13
- 委託事務の内容
臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務
- 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 徴収の方法
納入通知書による。

福井県告示第190号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

- 令和5年4月11日
福井県嶺南振興局長 小林 弥生
- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県越前市高瀬一丁目32番20号
株式会社住みかえ情報館
代表取締役 林 洋三
- 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (単位:メートル)	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
小浜市生守9号上城ノ腰 55番4	6.00	42.96

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項
福井県知事 杉本 達治
- 調達をする業務の名称および数量
Microsoft Teamsによる外部とのコミュニケーション拡張に係る専用ツールの導入およびライセンス提供業務 一式
- 業務の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。
- 契約期間
令和5年5月30日から令和6年3月31日まで
- 履行場所
入札説明書等による。
- 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年4月11日（火）9時00分から令和5年5月11日（木）17時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平

成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年5月22日（月）9時00分から令和5年5月23日（火）16時00分まで

(3) 開札日時

令和5年5月24日（水）10時00分

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびに

この入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県地域戦略部DX推進課 デジタル県庁G

電話 0776-20-0270

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

The introduction and license provision of digital tool for expanding communication with outside the agency

(2) Date, time of Bidding

9:00A.M. 22th May 2023 - 4:00P.M. 23th May 2023

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st March 2024

(4) The place for delivery and Contract for notice

DX Promotion Division, Department of Regional strategy, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.
Tel 0776-20-0270

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 随意契約に係る特定役務の名称

テレワーク環境の提供および運用業務

2 契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地

福井県地域戦略部 DX推進課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年3月29日

4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社江守情報
福井県福井市順化1丁目24-38

5 落札金額

(1) A V D 環境基本使用料

月額900,000円

(2) A V D 環境稼働使用料

月額3,700円

(3) N W 振り分け装置使用料

月額248,000円

(4) 運用管理業務委託料

月額200,000円

6 契約の相手方を決定した手続

特命随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

福井県若狭湾エネルギー研究センター植物育成室修繕業務 1式

(2) 調達役務の仕様等

入札説明書、契約書、「福井県若狭湾エネルギー研究センター 植物育成室修繕業務仕様書」（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和6年1月31日（水）

(4) 履行場所

福井県若狭湾エネルギー研究センター（福井県敦賀市長谷64-52-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」とい

う。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。
- (5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札説明書等の交付に関する事項
 - (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局

令和5年4月11日(火)

号第242報規中

の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒914-0811
福井県敦賀市中央町1丁目7-42
福井県地域戦略部 電源地域振興課
嶺南Eコースト計画室

電話 0770-47-5875

- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札書」という。))にあつては入札説明書に定める様式)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限
令和5年4月25日(火)17時まで
- (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法
- ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

- イ 紙により提出する場合は、申請書等に必要事項を記載し、提出期間内に持参または提出締切日を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

- ウ 提出先
〒914-0811

福井県敦賀市中央町1丁目7-42
福井県地域戦略部 電源地域振興課
嶺南Eコースト計画室
電話 0770-47-5875

- 6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
 - (1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年5月22日(月) 8時30分から令和5年5月23日(火) 16時00分まで

(3) 開札日時

令和5年5月24日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県敦賀市中央町1丁目7-42

福井県電源地域振興課嶺南Eコースト計画室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Repair of plant growing room

(2) Date,Time of Bidding

10:00 AM 24th May 2023 (Time-limit for the submission of tenders : 4:00PM

23th May 2023)

(3) Period of Contract

31th January 2024

(4) Implementation location

The Wakasa Wan Energy Research Center 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city,

Fukui prefecture

(5) Contact point for the notice

Energy producing region development division, department of regional strategy,

Fukui prefectural government, 1-7-42, Chuochu, Tsuruga city, Fukui prefecture,

914-0811 Japan

Tel 0770-47-5875

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第2号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県立病院長 吉川 淳

1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量

重油(JIS規格1種1号)

1,400キロリットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

- 福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月24日
 - 4 落札者の名称および住所
株式会社室次
福井市田原2丁目4-1
 - 5 落札金額
1リットル当たり89円10銭
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年2月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称) 福井市測復合店舗

福井県福井市測二丁目1005番 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
大和ハウスリアルティエヌジメント株式会社
代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヌギ薬局
代表取締役 杉浦 克典
愛知県大府市横根町新江62番地の1
株式会社アミーゴ
代表取締役 中村 友秀
東京都千代田区神田多町2丁目1番地神田進興ビル4階

令和5年4月11日（火）

福井県報第242号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和5年11月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1. 618㎡
- 6 駐車場の収容台数 50台
- 7 駐輪場の収容台数 30台
- 8 荷さばき施設の面積 87㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 8.1㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(1) 株式会社ヌギ薬局
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
(2) 株式会社アミーゴ
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷捌き施設①
午前6時から午後10時まで
荷捌き施設②
午後10時から翌午前0時まで
荷捌き施設③
午前9時から午後0時まで
- 14 届出のあった日
令和5年3月20日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号
アオッサ5階
福井市商工労働部商工振興課
届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県産業労働部産業政策課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

石井春義

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年1月24日福井県告示第20号による。

3 揭示場所

福井県庁および永平寺町役場

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

春日神社、黒田健二、滝義枝、鳥羽長七、鳥羽久一、森本幸一、山下勉、山本由松、

鍛田嘉蔵

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年1月31日福井県告示第29号による。

3 揭示場所

福井県庁および福井市役所

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

1 所在の不明な者の氏名

谷口政太郎、谷口実、北島淳、宮下金剛、宮下正紀、竹越治美、宮下美代子、宮下博之、宮下喜和、橋向亮介

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年1月31日福井県告示第28号による。

3 揭示場所

福井県庁および福井市役所

大野東部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和4年9月13日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 山村 清宣 大野市柿ヶ嶋31-42

大野東部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月14日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理事 山村 福和 大野市柿ヶ嶋31-33

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、令和5年3月10日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（国土広域情報 修正）
- 3 作業の期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 作業の地域
福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和5年3月20日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（空中写真撮影）
- 3 作業の期間
令和5年5月19日から令和6年3月31日まで
- 4 作業の地域
高浜町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、令和5年3月20日に国土地理院より基本測量の終了についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（GNSS測量）
- 3 作業の期間
令和4年10月17日から令和5年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南条郡南越前町、大飯郡高浜町、大飯郡おおい町

令和5年4月11日（火）

福井県報第242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和5年3月20日に永平寺町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
永平寺町
- 2 作業の種類
公共測量（共用地図データ作成）
- 3 作業の期間
令和5年1月19日から令和5年3月17日まで
- 4 作業の地域
永平寺町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和5年3月27日に若狭町より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
若狭町
- 2 作業の種類
公共測量（航空写真撮影）
- 3 作業の期間
令和4年10月1日から令和5年3月17日まで
- 4 作業の地域
若狭町全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和5年3月28日に福井地方事務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
福井地方事務局
- 2 作業の種類
公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）
- 3 作業の期間
令和4年11月21日から令和5年2月28日まで
- 4 作業の地域
福井県あわら市春宮一丁目ほか地区内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
福井都市計画道路
(2) 名称
3・4・18号花堂線
3・4・20号福井清水線
- 2 縦覧場所
福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、福井市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類および名称
(1) 種類
地域地区（用途地域）
(2) 名称
嶺北北部都市計画用途地域
- 2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
三方郡美浜町郷市14号公文田1番1 外42筆
- 2 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名
福井県三方郡美浜町郷市第25号25番地
美浜町長 戸嶋 秀樹

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月11日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定職務の名称および数量
福井県財務会計システム再構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県会計局審査指導課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年3月30日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社オーエシー
大分県大分市東春日町17番57号
- 5 落札金額
693,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年2月9日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（政党の支部）

（1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年2月20日	社会民主党福井県連合	山崎 隆敏	吉田 司	越前市不老町6-36

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年2月13日	浦谷りかこ後援会	浦谷 隆勢	浦谷 梨華子	小浜市大手町7-2
令和5年2月14日	小松ひろし後援会	小松 博志	小松 博志	福井市松本1-56-15
令和5年2月14日	佐野ひろし後援会	北島 亮一	平野 治一	福井市浄土寺町12-28
令和5年2月14日	高井まさはる後援会	高井 正春	高井 正春	福井市松本4-15-5
令和5年2月20日	大石修平後援会	大石 修平	河村 隆志	敦賀市新松島町8-10
令和5年2月27日	佐野たつや後援会	佐野 達也	桂田 定樹	小浜市小浜浅間28
令和5年2月28日	宮岡かつや後援会	宮岡 勝也	松田 和也	福井市城東3-20-7
令和5年3月1日	堀川秀樹後援会	堀川 秀樹	中林 尋和	鯖江市戸口町17-4-1

令和5年3月6日	加藤優後援会	加藤 優	加藤 優	鯖江市西番町11-61-2
----------	--------	------	------	---------------

福井県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年6月1日	すえもと幸夫後援会	沖村 堯義	代表者	沖村 堯義	佐々木 肇
令和4年3月18日	全国小売酒販政治連盟福井県支部	脇本 行雄	代表者	脇本 行雄	久保田 治裕
令和4年6月30日	自由民主党坂井支部	田中 哲治	会計責任者	五十嵐 利美	古川 亨
令和4年7月21日	幸福実現党坂井後援会	穴塚 裕樹	会計責任者	船木 美穂	上岡 美和
令和5年2月1日	今庄地区仲會典克後援会	喜村 喜代治	代表者	喜村 喜代治	秋田 重敏
令和5年2月1日	大森てつお松本後援会	吉岡 俊和	主たる事務所の所在地	福井市大宮2-15-24	福井市松本2-4-1
令和5年2月1日	小沢ながすみ後援会	井上 重行	代表者	吉岡 俊和	遠田 公一
			会計責任者	吉岡 俊和	坪田 峻治
令和5年2月1日	かわばた耕一後援会	川端 耕一	代表者	川端 耕一	木村 劭
			会計責任者	川端 耕一	木村 劭
令和5年2月1日	敦賀の未来を考える会	川端 耕一	代表者	川端 耕一	木村 劭
			会計責任者	川端 耕一	木村 劭
令和5年2月1日	藤本たけし後援会	藤本 武士	主たる事務所の所在地	三方上中郡若狭町北前川50-10-7	三方上中郡若狭町北前川39-22
令和5年2月12日	南川直人後援会(南川なおとを応援する会)	倉田 教信	代表者	倉田 教信	釣部 勝義
			会計責任者	高嶋 信博	藤澤 清徳
令和5年2月14日	岸本かずとし後援会	渡辺 富博	主たる事務所の所在地	大野市有明町16-1	大野市有明町7-1
令和5年2月15日	山崎利昭後援会	山田 栄司	主たる事務所の所在地	大野市国時町1205	大野市篠座65-77-1

令和5年 2月19日	山崎正昭丸岡町後援会	山崎 勝	会計責任者	中島 雅純	南 敏夫
令和5年 2月26日	わたなべ竜彦を育てる会	増田 敏夫	名称	わたなべ竜彦を育てる会	わたなべ竜彦後援会
			代表者	増田 敏夫	渡辺 竜彦
			会計責任者	渡辺 眞吾	増田 敏夫
令和5年 2月28日	小堀友ひろ後援会	小堀 友廣	会計責任者	澤井 繁明	小堀 八寿雄
令和5年 3月5日	田中みつひこ後援会	田中 房一	主たる事務所の所在地	勝山市郡町3-306	勝山市北郷町東野17-31
			主たる事務所の所在地	大野市陽明町4-401	福井市田原1-12-12
令和5年 3月6日	YKZC福井	土田 貴宣	代表者	土田 貴宣	城地 義之

福井県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和4年12月31日	自由民主党福井県福井市第五支部	山本 芳男
令和4年12月31日	助田重義後援会	安井 賢二
令和4年12月31日	松田もとえを励ます会	松田 元栄
令和4年12月31日	山本芳男後援会	白崎 達也
令和5年1月31日	福井県藤井基之薬剤師後援会	角野 雅之
令和5年2月28日	永田正幸後援会	永田 正幸

福井県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月11日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 係る公職の種類 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類 の 名 称	資金管理団体 主たる事務所の所在地
令和5年 2月27日	佐野 達也	小浜市議会 議員	佐野たつや後 援会 小浜市小浜浅間28
令和5年 3月3日	加藤 優	鯖江市議会 議員	加藤優後援会 鯖江市西番町11- 61-2

監査委員告示

福井県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人上坂誠和から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和5年4月11日

福井県監査委員 力野 豊
同 田中 三津彦
同 江川 権一
同 伊藤 和弘

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第46号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和5年4月11日

- 福井県公安委員会
委員長 春木 麻紀子
- 検定の区分、実施日、時間および場所
 - 検定の区分、実施日および時間
 - 学科試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級	令和5年7月11日(火)	午前9時30分から 午前11時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午後2時から 午後3時30分まで

イ 実技試験

検定の区分	実施日	実施時間
核燃料物質等危険物運搬 警備業務1級	令和5年8月17日(木)	午後1時から 午後5時まで
核燃料物質等危険物運搬 警備業務2級		午前8時30分から 正午まで

(2) 実施場所

ア 学科試験

福井県福井市宝永3丁目8番1号
福井県警察本部第1分庁舎1階第1会議室

イ 実技試験

福井県越前市余田町第2号1番地1
福井県警察本部交通部運転免許課丹南分室

2 定員

各20人

3 受検資格

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福井県内に住所を有する者または福井県内の営業所に所属する警備員

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

(1)に掲げる者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上である者

イ 福井県公安委員会が、アに掲げる者と同等以上の知識および能力を有すると認める者

4 検定試験の方法および内容

学科試験および実技試験により行う。

ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に

関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走および周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 申請手続等

(1) 受付期間

令和5年6月12日(月)から同年6月16日(金)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間
ただし、定員になり次第受付を終了する。

(2) 検定申請書の提出先

検定を受けようとする者(以下「検定申請者」という。)の住所地または検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

なお、原則として本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの) 2葉

ウ 検定申請者の住所地を管轄する警察署に申請する者については、その者の住所を疎明する書面 1通

エ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に申請する者については、その者が当該営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 3(2)アに該当する者については、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写しおよび当該合格証明書の交付を受けた後、当該業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面 各1通

カ 3(2)イに掲げる者については、当該疎明書面 1通

(4) 受検手数料

16,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受検手数料は、返還しない。

6 その他

(1) 検定受検時の携行品

ア 学科試験

・筆記用具

イ 実技試験

・筆記用具

・雨具

(2) 受検票の交付

受検票は、学科試験当日の受付時に交付する。

7 検定に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

福井県公安委員会告示第38号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年國家公安委員会規則第2号)第2条第2項および福井県少年指導委員運営規程(平成18年福井県公安委員会規程第12号)第5条第4項の規定により、少年指導委員の活動区域ならびにその活動区域ごとの氏名および連絡先を次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

配置警察署	活動区域	人員	氏名	連絡先
福井警察署	福井警察署管内	15人	荒居 保富	福井市開発5丁目103-1 福井警察署 生活安全課 電話(0776)52-0110
			伊尾 慶市	
			上田 弓子	
			内山 晴夫	
			岡本 靖典	
			檀尾 輝之	
			神澤 仁	
			重田 純美	
			鳥津ひろみ	
			西村 長三	
福井南警察署	福井南警察署管内	4人	藤田 光邦	福井市江守中町6-18-2 福井南警察署 生活安全課 電話(0776)34-0110
			堀江 由隆	
			松島 紀生	
			安間 健次	
大野警察署	大野警察署管内	2人	山岸 捷夫	大野市友江11-7 大野警察署 刑事生活安全課 電話(0779)65-0110
			山内 廣志	
			河原ゆかり	
勝山警察署	勝山警察署管内	2人	内藤 富博	勝山市滝波町4丁目402 勝山警察署 刑事生活安全課 電話(0779)88-0110
			野路 隆一	
あわら警察署	あわら警察署管内	2人	廣瀬 隆幸	あわら市江葎35-103 あわら警察署 刑事生活安全課 電話(0776)73-0110
			丸山 優子	
坂井警察署	坂井警察署管内	3人	齊藤 洋一	坂井市丸岡町笹和田2-9-1 坂井警察署 刑事生活安全課 電話(0776)66-0110
			奥中 秀尚	
			山田 孝治	
坂井西警察署	坂井西警察署管内	2人	川畑 正寛	坂井市三国町線ヶ丘4丁目15-40 坂井西警察署 刑事生活安全課 電話(0776)82-0110
			竹内美嘉代	
			篠崎 謙一	
			横田 善治	

鯖江警察署	鯖江警察署管内	5人	河原 和代	鯖江市下河端町202 鯖江警察署 生活安全課 電話(0778)52-0110
			河崎 淳一	
			瀬戸川信之	
			八幡雄一郎	
越前警察署	越前警察署管内	5人	高野 智仙	越前市日野美2丁目33 越前警察署 生活安全課 電話(0778)24-0110
			朝倉 英一	
			上田 達也	
			片山 伸一	
			河嶋 衛	
			内藤 都	
敦賀警察署	敦賀警察署管内	7人	小澤 長裕	敦賀市木崎12-18-1 敦賀警察署 生活安全課 電話(0770)25-0110
			桑名 伸次	
			谷田真由美	
			増田 聡	
			森田 早苗	
			山口 広行	
			山本 吉男	
			河原 和夫	
小浜警察署	小浜警察署管内	3人	松原美智子	小浜市遠敷9-11-1 小浜警察署 生活安全課 電話(0770)56-0110
			田中 誠治	

福井県公安委員会告示第42号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、福井県坂井市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車または駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 合意した者

- (1) 国土交通省中部運輸局
- (2) 福井県公安委員会
- (3) 福井県坂井市
- (4) 京福バス株式会社

- (5) ケイカン交通株式会社
- (6) 都タクシー株式会社
- 2 旅客の運送の用に供する自動車^が停車または駐車をする乗合自動車の停留所の名称
別表「バス停留所一覧表」のとおり
- 3 2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲
2に停車または駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供する自動車とする。

運行事業者	事業形態	事業名
ケイカン交通株式会社 都タクシー株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	坂井市オンデマンド型交通

- 4 2における3に掲げる自動車の停車または駐車が道路または交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
別表「バス停留所一覧表」を使用して一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時間について調整を図ること。

また、同停留所における停車または駐車は、運行時間内に限ること。

別表 バス停留所一覧表 (三国エリア)

エリア	停留所名称	停留所所在地
三国	三国病院	中央1丁目7-1
三国	安島	安島第27号64-3
三国	NTT三国前	南本町3丁目213-1
三国	桜ヶ丘	緑ヶ丘5丁目1801-5
三国	イーザ	三国東5丁目19-10
三国	三国木部コミュニティセンター北	楽円第58号9番地2
三国	みくに市民センター	中央1丁目5番1号
三国	三国木部コミュニティセンター	楽円第59号15番地
三国	新保体育館	新保第10号29番地
三国	三国図書館	神明1丁目407
三国	運動公園北口	新宿2丁目1611-1
三国	三国運動公園	運動公園1丁目1234
三国	龍翔館	緑ヶ丘4丁目857-3
三国	三国職業安定所	覚善69-1
三国	三国南校前	三国東6丁目4
三国	雄島小学校口	陣ヶ岡第32号47-4
三国	三国西校前	山岸第69号38
三国	永正寺	神明2丁目116-3

三国	三国郵便局	錦4丁目501-8
三国	三国駅前	北本町2丁目70-5
三国	三国港駅北口	宿1丁目706-1
三国	道の駅みくに	山岸第67号2-2
三国	東尋坊	安島第59号103-1
三国	芝政	池上第96号2-1
三国	松島水族館	崎第74号2-5
三国	三国競艇	池上第61号19-2
三国	玉井	山王3丁目70-2
三国	大門	山王2丁目102-5
三国	汐見	汐見206-2
三国	三国湊北前通り(北)	北本町3丁目1-10
三国	錦四丁目	錦4丁目1
三国	三国湊北前通り(南)	北本町4丁目3
三国	滝谷	滝谷3丁目18-1
三国	滝谷寺口(雄島方面)	滝谷2丁目2
三国	宿	宿2丁目756-33
三国	米ヶ脇(京福バス)	米ヶ脇5丁目11
三国	米ヶ脇公園前	米ヶ脇5丁目702-1
三国	米ヶ脇山手	米ヶ脇26-7-4
三国	つっじが丘	新宿1丁目104
三国	崎浦	崎第29号20
三国	梶浦	梶第39号12-3
三国	浜地	浜地第29号47-1
三国	フレッシュタウン陣ヶ岡	宿第2号7
三国	陣ヶ岡	陣ヶ岡第7号3-2
三国	覚善	覚善第11号61
三国	加戸東	加戸第34号12
三国	加戸西	加戸第93号7-1
三国	平山	平山第85号13-4
三国	平山北	平山第26号88
三国	西谷	西谷第11号81
三国	嵩	嵩第38号2-5
三国	池上	池上第63号4-1
三国	池上区民館前	池上第24号14-1
三国	池上東	池上第90号26-11
三国	池上口	舟津第25号24-1

三国	城ヶ原	池上第109号14-5
三国	美保	池上第98号70-1
三国	鐘場	嵩第21号14
三国	鴨池	加戸第119号10-4
三国	ポートタウン	運動公園2丁目1203
三国	運動公園二丁目	運動公園3丁目3-4
三国	青空第3公園前	運動公園2丁目10-11-11
三国	緑ヶ丘	緑ヶ丘4丁目203
三国	新保(三国方面)	新保第18号30
三国	新保(福井方面)	新保第20号24-1
三国	新保口	新保第41号7-1
三国	新保南	新保第45号27番地
三国	農協跡地	新保第18号21番地
三国	新保コミュニティセンター	新保第12号7番地1
三国	横越	横越第8号20-1
三国	称名寺前	下野第29号69
三国	下野神社	下野第36号17
三国	下野	下野第57号35-2
三国	西野中	西野中第19号8-1
三国	山岸	下野第21号30
三国	黒目	黒目第16号22-1
三国	黒目区民館前	黒目第14号9-4
三国	米納津保育所口	黒目第18号17-7
三国	米納津区民館	米納津第10号48
三国	米納津大願寺前	米納津第46号70-2
三国	沖野々	沖野々第9号19
三国	ニュータウン黒目	黒目第20号1-17
三国	パープルタウン黒目	黒目第33号1903
三国	パープルタウン黒目北	黒目33-201
三国	竹松	竹松401-1
三国	西今市	西今市第17号23
三国	藤沢	藤沢第1号42
三国	玉江	玉江第14号11
三国	石丸神社前	石丸第35号11
三国	石丸	石丸第115号1
三国	野中	野中第4号13-2
三国	油屋	油屋第3号18

三国	楽門	楽門第54号25
三国	あい愛	楽門第53号16番地3
三国	金井	楽門第36号12-2
三国	川崎	川崎第111号7
三国	池見	池見第24号52-1
三国	十三	城29-106

バス停留所一覧表(春江坂井エリア)

エリア	停留所名称	停留所所在地
春江	春江病院	針原65-7
春江	為国平成	為国第23号4-5
春江	東太郎丸	東太郎丸第23号2-1
春江	石黒皮膚科前	江留下相田6-5
春江	江留上中央	江留上中央10-3
春江	江留上新町	江留上新町18-3
坂井	森瀬齒科前	下兵庫第60号19-4
坂井	坂井老人福祉センター	下新庄第19号5-1
春江	江留下屋敷	江留下屋敷68
春江	春江支所	随応寺第17号13-1
春江	江留上コミュニティセンター	江留上中央11-7
春江	大石コミュニティセンター	上小森第6号8-2
春江	春江東コミュニティセンター	中筋土地区画整理第9号69-1
春江	ガーデンハイツ春江	針原第48号28-2
春江	春江小学校	境第28号1
春江	春江小学校東	境第28号16
春江	春江西小学校	西太郎丸第3号33-13
春江	春江中学校	江留中第15号25
坂井	坂井市役所	下新庄第1号3
坂井	東十郷コミュニティセンター	長畑第25号11-1
坂井	大関友進館	東第12号5-1
坂井	木部小学校	高柳第117号1
坂井	中宮領・西宮領	宮領第39号149
坂井	新庄	新庄2丁目106番地 先
坂井	高柳(坂井)	高柳第75号23
春江	JR春江駅	中筋第1号5-9
春江	西春江ハートピア駅	本堂第2号58-2
春江	西長田	西長田第21号5-1

坂井	J R丸岡駅	上新庄第46号35-4
坂井	大関駅	大味第30号20-1
坂井	下兵庫こうふく駅	下兵庫第88号18-1
坂井	いねす	蔵垣内第34号14-1
春江	ゆりの里	石塚第21号4-5
春江	ハートピア春江	西太郎丸第15号60-5
春江	エンゼラランドふくい	東太郎丸第3号1
春江	江留上旭	江留上旭7-17
春江	江留上昭和	江留上昭和109
春江	江留上錦	江留上錦36-2
春江	為国幸	為国幸10-2
春江	亀ヶ久保	為国亀ヶ久保91
春江	沖布目	沖布目第17号31
春江	沖布目西	沖布目第21号14
春江	豊島	沖布目第38号6-1
春江	大針	大針第9号17-1
春江	藤鷲塚	藤鷲塚第17号25
春江	いちい荘	江留中第10号15-1
春江	江留中	江留中第18号5-3
春江	太郎丸エンゼラランド駅口	西太郎丸第8号20番地
春江	西太郎丸	西太郎丸第17号34-5
春江	矢島	西太郎丸第2号1-57
春江	中庄	中庄第35号46-1
春江	春日野口	中庄第53号1-1
春江	針原東	針原第53号28-18
春江	針原西	針原第36号51
春江	針原平柳	針原第43号7
春江	田端	田端第31号18
春江	高江	高江第28号25
春江	高江京町	高江第2号35
春江	松木	松木第5号85-4
春江	金剛寺	金剛寺第10号5
春江	安沢第二	安沢第13号4番地 先
春江	安沢	安沢第15号16-1
春江	福町	田端第34号21-2
春江	春日野	千歩寺第35号1-69
春江	大牧	大牧第19号10

春江	リリータウン	大牧第2号12-8
春江	井向	井向第27号6
春江	西長田第2	西長田第23号3番地
春江	石塚	石塚第52号39-3
春江	石塚口	中庄第1号6-3
春江	取次	布施田新第2号1-2
春江	正善	正善第6号39
春江	布施田新	布施田新第8号22番地 先
春江	姫王	姫王第1号8-1
春江	定広	定広第13号1-2
春江	木部西方寺	木部西方寺第5号20-5
春江	辻	辻第6号48
春江	上小森	上小森第21号24-2
春江	室町(春江)	上小森第7号1
春江	堀越	堀越第4号8
春江	中筋東	中筋第39号26-1
春江	中筋	中筋第32号20
春江	中筋高田	中筋高田46
春江	中筋三ツ屋	中筋第7号15-1
春江	中筋北浦	中筋第149番地
春江	正蓮花	正蓮花第16号39-1
春江	寄安	寄安第11号8-1
春江	寄安金戸	正蓮花第10号28
春江	定重	定重第6号13-2
春江	いちい野・石仏	石仏第1号47-1
春江	いちい野北	いちい野北803
春江	いちい野中央	いちい野中央504
坂井	宮領	宮領第44号8-1
坂井	北宮領	長畑第17号23
坂井	田島	田島第24号14-1
坂井	田島新	田島第4号15-2
坂井	田島窪	田島窪第7号16-2
坂井	若宮	若宮第40号72
坂井	若宮団地	若宮第14号1-28
坂井	福島	福島第36号14-2
坂井	東長田	東長田第32号52-1
坂井	徳分田	徳分田第11号1

坂井	上新庄	上新庄第35号41-2
坂井	駅前区	上新庄第51号19-11
坂井	新庄団地	新庄2丁目214
坂井	定旨	定旨第21号43-1
坂井	五本	定旨第19号13-5
坂井	河和田	河和田第39号24
坂井	長屋	長屋第33号4
坂井	御油田	御油田第7号35
坂井	朝日	朝日第50号43-3
坂井	館	下関第50号7-2
坂井	小路・関中	下関第47号5
坂井	安光	下関第20号35-1
坂井	上関	上関第44号29-1
坂井	島田	上関第18号44
坂井	下蔵	蔵垣内第18号40-1
坂井	上蔵	蔵垣内第43号6
坂井	西・鯉	西第5号3
坂井	新東中野	大味第41号16番地 先
坂井	大味上	大味第10号31-2
坂井	大味中	大味第14号38-2
坂井	大味下	大味第67号58
坂井	花の町1丁目	大味第57号6-8
坂井	花のまち2丁目	大味第62号1-4
坂井	上兵庫	上兵庫第70号4
坂井	森瀬クリニックス前	下兵庫第272号1
坂井	舟戸	下兵庫第277号60
坂井	相生	下兵庫第248号1-12
坂井	清永	清永第13号1-1
坂井	島	島第9号1
坂井	島・堀越	清永第21号6-2
坂井	木部東集落センター	木部東第15号48
坂井	木部東	木部東第26号27
坂井	東荒井	東荒井第19号9-1
坂井	蛸	蛸第7号105-29
坂井	今井	今井第13号83
坂井	折戸	折戸第10号1
坂井	木部新保	木部新保第23号7

バス停留所一覧表(丸岡エリア)		
エリア	停留所名称	停留所所在地
丸岡	藤田神経内科病院前	羽崎第31号12-4
丸岡	北霞	霞町2丁目13-1
丸岡	丸岡中央商店街	東陽2丁目26-4
丸岡	里丸岡	猪爪5丁目105
丸岡	御幸1丁目	一本田福所第24号26-3
丸岡	西里丸岡1区北	西里丸岡第4号30番地
丸岡	鳴鹿第二コミュニティセンター	新鳴鹿1丁目159
丸岡	磯部コミュニティセンター	下安田第18号7-2
丸岡	高橋東部コミュニティセンター	板倉第46号48
丸岡	のうねの郷コミュニティセンター	松川2丁目95
丸岡	丸岡運動公園	内田第16号10
丸岡	高橋小学校	西瓜屋第9号30
丸岡	平章校前	霞町1丁目57-12
丸岡	丸岡中学校前	寅国5
丸岡	丸岡南中	高瀬第15号2番地1先
丸岡	丸岡高校前	ハナ郷第26号27-15
丸岡	長畝小学校前	松川2丁目113
丸岡	丸岡バスターミナル	西瓜屋2字15-3
丸岡	福井信用金庫横地支店前	北横地第5号39-4
丸岡	西里丸岡	一本田第35号43
丸岡	北横地2区	北横地第15号43-9
丸岡	今福	今福第11号10-1
丸岡	丸岡震郵便局	霞町1丁目5
丸岡	グリーンセンター	新鳴鹿3丁目4
丸岡	一筆啓上茶屋	霞町3丁目1-2
丸岡	霞の郷	八ヶ郷第21号19-1
丸岡	東二ツ屋	東二ツ屋第6号6
丸岡	上金屋	上金屋第2号2
丸岡	楽間	楽間第10号10-1
丸岡	為安	為安第11号19
丸岡	寄永	友末第20号3-1
丸岡	友末	友末第10号21
丸岡	坪ノ内	坪ノ内第17号43-3
丸岡	下久米田上	下久米田第13号39
丸岡	下久米田下	下久米田第7号18-1

丸岡	上久米田	上久米田第15号35-1
丸岡	六呂瀬	上久米田第24号42-1
丸岡	南横地	南横地第4号54-2
丸岡	南横地西	南横地第4号47-2
丸岡	南横地1区	南横地第10号42
丸岡	北横地1区	北横地第35号13-1
丸岡	北横地	北横地第26号29-乙
丸岡	四ツ屋	四ツ屋第7号15-1
丸岡	磯部新保1区	磯部新保第5号11
丸岡	磯部新保2区	磯部新保第4号20-8
丸岡	羽崎	羽崎第13号9-5
丸岡	宇随	宇随第5号10
丸岡	磯部福庄	磯部福庄第13号24
丸岡	熊堂	熊堂第1号176
丸岡	磯部島	磯部島第3号1-1
丸岡	四郎丸	磯部島第9号23
丸岡	今市	今市第11号17-1
丸岡	反保	反保第3号65-1
丸岡	八丁	八丁第3号45-1
丸岡	上安田	上安田第17号49
丸岡	安田新	安田新第19号12-1
丸岡	安田新東	安田新第18号13
丸岡	下安田	下安田第5号1-27
丸岡	新九頭竜1区	新九頭竜1丁目183-1
丸岡	新九頭竜2区	新九頭竜2丁目356
丸岡	西瓜屋	西瓜屋第3号3-1
丸岡	西里丸岡1区	西里丸岡第5号9-16
丸岡	一本田中	一本田中第5号24-1
丸岡	一本田	一本田第1号8
丸岡	笹和田	笹和田第1号6-1
丸岡	舟寄東	舟寄第110号15-1
丸岡	舟寄	舟寄第77号15-2
丸岡	舟寄観音寺	舟寄第123号14
丸岡	舟寄5区	舟寄第52号90-1
丸岡	長崎	長崎第12号8
丸岡	長崎新	長崎第4号66-47
丸岡	共栄	八ツ口第50号1-1

丸岡	八ツ口	八ツ口第7号20-5
丸岡	高柳(丸岡)	高柳第20号27-1
丸岡	高柳中	高柳第19号9
丸岡	高柳東	高柳第12号2-1
丸岡	高柳2区	高柳第2号13-31
丸岡	吉政西	吉政第17号15-1
丸岡	吉政(福井方面)	吉政第12号4番地1
丸岡	吉政(あわら方面)	吉政第7号13番地1
丸岡	寅国	西瓜屋第1号6-1
丸岡	竜北	寅国第14号18-1
丸岡	イソター口	猪爪7丁目120
丸岡	猪爪	猪爪2丁目第432号1
丸岡	儀間	儀間第18号12-1
丸岡	牛ヶ島	牛ヶ島第9号53-2
丸岡	長崎高瀬	高瀬第75-4先
丸岡	豊原高瀬	豊原高瀬第6号5
丸岡	筑後清水	筑後清水第13号53
丸岡	四ツ柳	四ツ柳第13号20-4
丸岡	高田	高田第1号13
丸岡	油為頭	油為頭第10号24-2
丸岡	板倉北	板倉第42号2-1
丸岡	板倉南	板倉第31号27-1
丸岡	葉映野	板倉第12号3-17
丸岡	野中山王	野中山王第28号37
丸岡	大森	大森第12号34-2
丸岡	山崎三ヶ	山崎三ヶ第16号16-3
丸岡	末政	末政第11号52
丸岡	末政西	末政第11号153番地3
丸岡	新聞	新聞第10号6-2
丸岡	八幡町	八幡町30
丸岡	下谷	谷町3丁目18
丸岡	石城戸町	石城戸町3丁目21-1
丸岡	室町(丸岡)(福井方面)	本町3丁目10先
丸岡	室町(丸岡)(あわら方面)	本町2丁目53
丸岡	乾町	本町4丁目24
丸岡	田町	上田町2丁目38
丸岡	松川霞町	霞町3丁目20-1

丸岡	震交番前	震町3丁目51-1
丸岡	北震2区	震町2丁目39
丸岡	震ヶ丘団地	震ヶ丘4丁目9-1
丸岡	一本田福所	一本田福所第12号39-1
丸岡	一本田福所2区	一本田福所第29号16-36
丸岡	乾下田	一本田中29
丸岡	栄	栄2丁目320-3
丸岡	本町(福井方面)	本町1丁目1-19
丸岡	本町(あわら方面)	本町1丁目
丸岡	城北団地	城北3丁目64
丸岡	松川	松川1丁目94
丸岡	仲村の家具	松川1丁目25
丸岡	城北	長畝第38号3
丸岡	城北ふれあい会館前	城北5丁目5
丸岡	宇田	宇田第8号29-1
丸岡	玄女	玄女第23号19-2
丸岡	千田	千田第13号7-2
丸岡	上長畝	長畝第57号13-1
丸岡	下長畝	長畝第48号10-1
丸岡	女形谷	女形谷41-1-1
丸岡	震ヶ丘学園	女形谷59-17
丸岡	赤坂	赤坂24
丸岡	伏屋	伏屋第12号11-1
丸岡	三本木	三本木第17号19-1
丸岡	与河	与河第70号34-1
丸岡	畑中・田屋	畑中第72号25-1
丸岡	豊原・曾々木	曾々木第7号1-1
丸岡	曾々木	曾々木第7号77-1
丸岡	内田	小黑第105号1-8
丸岡	舛田	小黑第98号1-2
丸岡	小黑	小黑第54号2-乙
丸岡	石上	与河第31号15-2
丸岡	愛宕	愛宕3-1
丸岡	愛宕団地	八ヶ畑第27号49-7
丸岡	坪江	坪江第17号13-2
丸岡	のうねの郷第二コミュニティセンター	坪江第11号58-1
丸岡	乗兼	乗兼第14号3-2

丸岡	堀水	堀水第6号26-3
丸岡	里竹田	里竹田第3号12-1

福井県公安委員会告示第43号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)および技能検定員審査(普通二種)

(2) 期日

令和5年5月25日(木)および同年5月26日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(エ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和5年4月21日(金)

3 その他審査の実施に必要事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

- ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二) および技能検定員審査(牽引)
- 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 技能検定員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

- ア 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種) および技能検定員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	教則の内容ととなっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第44号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月11日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

- 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)、教習指導員審査(牽引)、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

(2) 期日

令和5年5月25日(木) および同年5月26日(金)

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先 (イ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和5年4月21日(金)

3 その他審査の実施に関する必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二) および教習指導員審査(牽引)

当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。

イ 教習指導員審査(大型二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

ウ 教習指導員審査(中型二種)

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

ア 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種) および教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となつてい事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会指示第5-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水深200メートル以浅の玄達瀬の海域において、毎年1月1日から12月31日までの間、いか類を除く水産動物（以下「水産動物」という。）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、第1の1を除きこの限りでない。

令和5年4月11日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。

2 遊漁船業者は、前2項の規定に違反して水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第2 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁船業者および遊漁が行う錨等を海底に投入し船を固定して行う手釣りまたはさお釣り（以下「錨止め釣り」という。）ならびに遊漁船および遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（以下「流し釣り」という。）のうち浮き魚を対象としたルアーによる流し釣りとする。

第3 釣り漁業、遊漁船業者および遊漁の期間

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁を行うことができる期間は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：5月1日から4月30日まで

ただし、錨泊め釣りは5月1日から6月15日までの間は禁止する。

(2) 遊漁船業：6月16日から8月15日まで

(3) 遊漁：6月16日から8月15日まで

第3の2 承認期間

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁にかかる承認期間は、福井海区漁業調整委員会がその都度定める5月1日から始まる2年間とする。

ただし、承認期間の途中で承認するものの承認の期間は、当該承認期間が終了する日までの期間とする。

第4 承認隻数等

釣り漁業、遊漁船業者および遊漁の承認隻数は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：160隻以内

(2) 遊漁船業：160隻以内

(3) 遊漁：一日あたり50隻以内

第4の2

釣り漁業および遊漁船業で、前項の隻数を超えて申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第5 承認の申請

釣り漁業および遊漁船業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、福井海区漁業調整委員会が別に示した団体（別表1、以下「団体」という。）の長の副申書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、団体が作成した名簿に掲載された船舶かつ者に限るものとし、申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。

第5の2

承認を申請する場合は、別表2に示す区分ごとに定められた操業資格を有していることを確認できる書面の写し（別表2提出書面）を申請書に添付しなければならない。

第5の3

船舶を所有しない者で当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾証明書を申請書に添付しなければならない。

第6 承認証および標旗の交付

福井海区漁業調整委員会長は、承認をしたときは、承認証および標旗を交付するものとする。

第6の2

交付を受けた承認証または標旗を亡失し、またはき損し、再交付を受けようとする船舶の所有者または使用者は、理由および団体の長の証明を付して紛失届を提出しなければならない。

第7 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

(1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業、遊漁船業者および遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。

(2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。

(3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。

第7の2

遊漁船業者および遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期

間にかかる釣り漁業、遊漁船業および遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第7の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。

第7の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第9 承認事項の変更

承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。

第10 承認証の書き換え交付

福井海区漁業調整委員長は第9の変更承認をしたときは承認証を書き換えて交付するものとする。

第11 承認証の返納

承認を受けた者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは令和5年3月28日付けで締結した玄達瀬釣りに係る漁場利用協定書第2条に規定されている資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで

別表1

区分	団体
釣り漁業および遊漁船業	1 漁業協同組合
	2 遊漁船業協同組合
遊漁	3 その他、玄達瀬に関する漁場利用協定に締結した団体
遊漁	1 福井県小型船交通安全対策協議会

別表2

区分	操業資格	提出書面
釣り漁業	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数20トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶検査証書の写し 船舶操縦免許証の写し
	<ul style="list-style-type: none"> 玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業無線の場合不要 無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の整備を確認できる書類
遊漁船業	<ul style="list-style-type: none"> 遊漁船業の適正化に関する法律第3条の遊漁船業の登録を受けている業者かつ船舶であり、同法第4条第1項6号の事項(損害賠償措置の保険期間)の変更について、第7条に基づき届出されていること 	<ul style="list-style-type: none"> 遊漁船業の登録通知書の写し 遊漁船業の変更通知書の写し(現在有効の損害賠償措置の保険期間が記載されていること)
	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶(ただし、20トン未満に限る)で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶検査証書の写し 船舶操縦免許証の写し
遊漁	<ul style="list-style-type: none"> 総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶(ただし、20トン未満に限る)で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶 航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> 釣り漁業と兼ねて申請する場合は不要 無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の整備を確認できる書類
	<ul style="list-style-type: none"> 航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶操縦免許証の写し 無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の整備を確認できる書類

の通信手段を装備する船舶	備を確認できる書類
・対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任 ならびに船体救助および人命救助にかかる 捜索救助費用に関する保険に加入している 者かつ船舶	・保険証券の写し等

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第3号

福井海区漁業調整委員会指示第5-1号（令和5年4月11日）第12の規定に基づく
様式は、次のとおりとする。

令和5年4月11日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

玄達瀬承認事務

様式集

福井海区漁業調整委員会

第5関係様式

玄達瀬釣り漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所
氏名

玄達瀬における釣り漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 流し釣り 1月 1日から12月31日まで
錨泊め釣り 1月 1日から 4月30日まで
および 6月16日から12月31日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
(1) 船名 丸
(2) 漁船登録番号 FK -
(3) 総トン数 トン
(4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
(5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権)
7 添付書類
(1) 別表2に規定される内容について証明できる書面の写し。

【注】上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5関係様式

玄達瀬遊漁船業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁船業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
(1) 船名 丸
(2) 漁船登録番号または船舶検査番号
(3) 総トン数または登録長 トンメートル
(4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
(5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権)
7 添付書類
(1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

【注】上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5関係 様式

玄達瀬遊漁承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 船泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トンメートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権) いずれかに○
- 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

【注】上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5の3関係 様式

船舶使用承諾証明書

令和 年 月 日

住所
氏名

私は次のとおり船舶を玄達瀬釣りに使用することを承諾していることを証明します。

記

- 1 使用者
- 2 船名 丸
- 3 漁船登録番号または船舶検査番号
- 4 総トン数または登録長 トンメートル
- 5 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 6 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

第6関係 様式(表面)

釣り漁業承認証		漁調委約第	***	号
		住所	***	***
		氏名	***	***
1	釣りの種類	流し釣り	および	錨泊め釣り
2	作業区域	水深200メートル以浅の玄連瀬の海域		
3	作業期間	流し釣り	1月1日から12月31日まで	
		錨泊め釣り	1月1日から4月30日まで	
		および6月16日から12月31日まで		
4	使用船舶			
(1)	船名	*****丸		
(2)	漁船登録番号	FK-*****		
(3)	総トン数	*****トン		
(4)	推進機関の種類および馬力数	*****馬力		
5	承認の有効期間			
		令和	年	月
		日	から	令和
			年	月
				日まで
6	制限または条件			
		(1) 裏面記載のとおり		
		令和	年	月
		日		
		福井海区漁業調整委員会 会長		
		印		

第6関係 様式(裏面)

- 6 制限または条件
- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行うときは、標旗を船舶の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (4) 漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる漁業の実績を所属する団体を通じて、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (5) 承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (6) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (8) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式 (表面)

遊 漁 船 業 承 認 証		漁調委約第 *** 号
		住所 ***** 氏名 *****
1 釣りの種類	流し釣りおよび錨泊め釣り (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)	
2 操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域	
3 操業期間	6月16日から 8月15日まで	
4 使用船舶		
(1) 船名	***** 丸	
(2) 漁船登録番号または船舶番号	*****	
(3) 総トン数または登録長	***** トン *****メートル	
(4) 推進機関の種類および馬力数	***** 馬力	
5 承認の有効期間		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
6 制限または条件		
(1) 裏面記載のとおり		
令和 年 月 日		
福井海区漁業調整委員会 会長		
印		

第6関係 様式 (裏面)

- 6 制限または条件
- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁船業を行うときは、別に定める標旗を船舶の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁船業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかると遊漁船業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁船業を行うときは、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかるとする書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (6) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式(表面)

漁業委約第 *** 号

遊 漁 承 認 証

住所 *** ** *
氏名 *** ** *

1	釣りの種類	流し釣りおよび錨泊め釣り (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
2	操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
3	遊漁期間	6月16日から 8月15日まで
4	使用船舶	
(1)	船名	*****丸
(2)	漁船登録番号または船舶番号	*****
(3)	総トン数または登録長	***** トン *****メートル
(4)	推進機関の種類および馬力数	***** 馬力
5	承認の有効期間	
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
6	制限または条件	
(1)	裏面記載のとおり	

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長

印

第6関係 様式(裏面)

6 制限または条件

- 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかると遊漁の実績を所属する団体を通じて、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- 承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかると書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなつたときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいつたときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6の2関係 様式

紛失届

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

今般、玄達瀬※(釣り漁業、遊漁船業、遊漁) ※承認旗・標旗を紛失(破損)しましたので、私の所属する組合長の奥書証明を附して、お届けいたします。
なお、後日紛失しました※承認旗・標旗を発見したときは必ず返納することを誓約いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 漁船登録または船舶番号
- 3 船名
- 4 理由

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

住所
組合長

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

第7関係 様式

●漁業:



布地の色: 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊漁船業:



布地の色: 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊漁:



布地の色: 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

第7の2関係 様式

※玄達瀬 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

印

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	※操業形態 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁
------	----	-------------	------------------------

操業月日 (月/日)	年数/乗船人数							
	本	人	本	人	本	人	本	人
ウスマバシ (沖マバシ)	尾数							
	kg							
キダイ	尾数							
	kg							
マダイ	尾数							
	kg							
フリ類	尾数							
	kg							
その他	漁種名							
	尾数							
	kg							
	漁種名							
	尾数							
	kg							

※該当しない項目を二重線で消してください。

第9関係 様式

玄達瀬釣り漁業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

下記により玄達瀬における釣り漁業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
- 2 承認番号 漁調委約第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容
5 変更時期		
6 変更理由		

第9関係 様式
 玄達瀬遊漁船業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所
 氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および錨泊め釣り
 (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式
 玄達瀬遊漁船業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所
 氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および錨泊め釣り
 (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由